

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
11	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲の拡大	厚生労働省	1～2
12	学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	文部科学省	3～5
25	森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大	農林水産省 (林野庁)	6～12
		総務省	13～14
45	不動産取得税の課税に関し登記情報が電子データで都道府県に提供される仕組みの構築	総務省	15～16
		法務省	17～19
19	所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与	国土交通省	20～21
		法務省	22～23
34	地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和	厚生労働省	24～25
20	未登記空家に係る不動産登記法上の表題部記載事項に相当する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し	国土交通省	26～27
		総務省	28～29
21	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化	国土交通省	30～32
36	公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し	国土交通省	33～35
40	試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し	総務省	36～41
33	放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託	内閣府	42～45
31	普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し	内閣府	46～47
30	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	内閣府	48～50

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
 - ☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象事業>

- ・都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・**管内の保育所に対して医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置（※）**
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

※ 令和元年度より対象を拡充

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：60か所

補助単価（1か所あたり）：①看護師等を配置して医療的ケアを行う場合：745万円

②看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合：690万円

補助率：（直接補助）国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

（間接補助）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2019年8月5日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

地方分権改革に関する提案事項を受けた学校給食費の徴収・管理の在り方について**1. 現在の状況**

- 平成31年3月時点において、「学校給食費について公会計方式を採用する地方公共団体が増加するよう、徴収・管理業務を含み、具体的な手順や体制の採り方、留意点、工夫の具体例、効果等を解説するガイドラインを策定し、地方公共団体に配布・周知を行う」予定としていた。
- 文部科学省では、上記に示したとおり、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し本ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知したところ。

2. ガイドラインの概要**(1) ガイドラインの目的**

- 公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切。
- 本ガイドラインでは、地方公共団体において学校給食費の公会計化を進める際の参考となるよう、作成にあたり地方公共団体に対して書面調査を行うとともに先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査を実施して、実務上参考となる事柄を幅広くとりまとめた。

(2) ガイドラインの主な内容**(見込まれる効果)**

- ①教員の業務負担の軽減、②保護者の利便性の向上、③学校給食費の徴収・管理業務の効率化等があげられる。

(学校給食費の公会計化への移行に必要な準備)

- 学校給食費の公会計化への移行には、主に以下の準備が必要。
 - ・体制の整備
 - ・業務システムの導入
 - ・財源（予算）の確保
 - ・学校給食費に関する収入及び支出の地方公共団体の歳入歳出予算への編入
 - ・地方公共団体の財務会計ルールに沿った食材調達方法の整理
 - ・学校単位で残っている私会計時の滞納に起因する債権の継承
 - ・条例・規則の整備
 - ・公会計化の影響や必要な手続に関する保護者への周知
 - ・情報管理方法の決定
 - ・徴収対応の検討
 - ・未納等の対応の検討

- 学校給食費の公会計化への移行のスケジュールとしては、先進的な地方公共団体の例を見ると、2年程度の準備期間が標準的。具体的には、前述の必要な準備等のうち、体制の整備、情報管理のための業務システムの導入（予算要求等）、徴収対応の検討及び未納等の対応の検討は初年度から開始し、2年目以降にこれら以外も含めた準備を進めることが想定される。

（体制の整備）

- 学校給食費の公会計化に伴い、各学校等で実施していた各種業務を行うための教育委員会内の体制整備を行うとともに、首長部局の各部門（会計・出納部門、財政部門、情報システム部門等）にも一部業務を依頼することとなることから、これらの首長部門との連携体制の整備が必要。

（業務システムの導入）

- 学校給食の実施対象となりうる全児童・生徒及び教職員の名簿、学校給食費の出納情報等、多量な情報管理を行うことが必要であり、これらの情報管理をサポートするために業務システムを導入する方法がある。業務システム導入の必要性・可能性の検討、首長部局の情報システム部門や出納部門との協議、納付情報の共有方法等に関する金融機関との協議、予算要求、システム調達等を行う必要がある。

（財源（予算）の確保）

- 学校給食費の公会計化に際しては、初期投資として必要な経費（業務システムの導入費、職員増に伴う人件費及び物的環境の整備費等）及び継続的に必要な経費（職員増に伴う人件費、業務を外部委託する場合の委託費、システムの保守・管理費等）の財源確保が必要。
- 各地方公共団体において、業務システムの導入の有無や、業務の外部委託の有無などの状況を踏まえて必要経費を整理したうえで、財政部門やその他の関係部門と協議をしながら、予算要求、調達等を進めていくこととなる。

（徴収対応の検討）

- 学校給食費の徴収方法としては、①口座振替による徴収、②納付書による徴収、③私人への徴収委託（コンビニエンスストア等での納入が可能）、④指定代理納付者による納付（クレジットカード等を利用しての納入が可能）、⑤児童手当からの申出徴収（天引き）及び⑥生活保護や就学援助の現物給付（保護者の委任状を要しない）があげられる。
※ ③⑥については、平成29年度地方分権改革に関する提案募集における提案を受け、同年度に通知による周知も行った。
- 学校給食費を適切に徴収するためには、地方公共団体の負担や保護者の利便性、徴収状況（未納等）など、地方公共団体の実情を踏まえ、対応する徴収方法を検討し、準備を進めることが必要。
- 徴収方法については、地方公共団体の実情を踏まえ、検討された以下の事例がある。
 - ・主たる徴収方法として、児童手当からの申出徴収を推進し、積極的な呼びかけによって、約4割の保護者が児童手当からの徴収を選択している事例
 - ・学校給食申込書の中に、未納があった場合の児童手当からの徴収に関する同意欄を設け、

あらかじめ徴収申出を取得している事例

(未納対応の検討)

- 各地方公共団体において、学校給食費の未納があった場合の対応方法について、以下の通り検討・整理する必要がある。
 - ・債権に関する制度及び訴訟手続の整理
 - ・未納等があった場合の納付指導の方法の検討・決定
 - ・法的措置の手順等の検討・決定
 - ・未納への対応を行うための体制（外部委託も含む）やマニュアルの整備

- 学校給食費の未納対応について、業務負担の軽減や学校給食費の債権の効率的な回収等に向けた地方公共団体の取組として、以下の事例がある。
 - ・市税との同一処理により、納税課（納税部門）から督促文書を送付している事例
 - ・学校給食費を滞納している保護者への督促・徴収業務を弁護士事務所に外部委託している事例

3. 今後の予定

- 地方公共団体における学校給食費の公会計化の進捗状況について調査・公表しつつ、学校給食費の公会計化を促進していく。

【今後のスケジュール（イメージ）】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
文部科学省	【7月】 ガイドラインの策定	周知・徹底				
地方公共団体	公会計化に向けた検討・準備					
	【2022年度からの公会計化に向けた主な準備工程（イメージ）】					
		体制の整備	業務システム導入の検討・ 予算要求等	業務システム調達・導入・ 開発・テスト等	公会計制度を導入開始	
		徴収方法の検討、徴収に向けた準備	未納等対応の検討	継続的に必要な経費の検討・ 予算要求等		
			条例・規則整備	保護者への周知		